

KDB システムの利用における個人情報の取扱いについて

1. 国保データベース (KDB) システムについて

(1) 国保データベース (KDB) システムとは

国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が保険者の委託を受けて行う各種制度の審査支払業務及び保険者事務共同電算業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」、「医療（後期高齢者医療含む）」、「介護保険」等の各種データを総合的に利活用し、統計情報等を保険者向けに情報提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業・介護予防事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。

(2) 国保データベースシステムの主な特徴

- ・健診・医療・介護情報を連携した個人単位の台帳管理や複数のリスクの重なる疾病（高血圧、糖尿病など）管理により、保健指導対象者の受診状況や介護情報を踏まえた効果的な保健指導ができる。
- ・全国統一システムのため、全国水準の把握、同規模保険者や県平均との比較が可能。
- ・疾病別医療費や介護給付費の推移を経年比較することで保健事業の効果を確認することができる。

2. 保健事業等の実施及びデータ活用の必要性

(1) 保健事業等の実施

- ・共通：健康増進法第 6 条の健康増進事業実施者として同法第 4 条により「…健康増進事業を積極的に推進するよう努めなければならない」と規定
- ・医療保険者：国民健康保険法第 82 条及び高齢者の医療の確保に関する法律第 125 条により保健事業の実施責務が規定
- ・介護保険者：介護保険法第 115 条の 45 により市町村の介護予防の実施責務が規定

(2) 保健事業等におけるデータ活用の必要性

健康・医療分野における主な施策・重点化項目（抜粋）		
日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)	○ 予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくり	● 保険者によるレセプト等のデータ分析 ● 分析に基づく健康保持増進のための事業計画・評価等
	○ 医療・介護情報の電子化の促進	● ICTを活用したレセプト等データの分析と健康づくりの推進
健康・医療戦略 (平成25年6月14日関係9閣僚申合せ)	○ 保健情報の分析の促進	● 市町村によるレセプト等のデータ分析に基づく保健事業の実施を推進 ● 市町村におけるKDBシステムの利活用による医療介護情報の統合的利活用を推進
	○ 分析結果に基づく保健事業の促進	
経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針) (平成25年6月14日閣議決定)	○ 健康管理・疾病予防に向けた医療関連情報の電子化・利活用の推進 ○ 医療保険者による疾病予防の促進	
「国民の健康寿命が延伸する社会」に向けた予防・健康管理に係る取組の推進について (平成25年8月30日厚生労働大臣公表)	○ 医療・介護情報の「見える化」等を通じた介護予防等の更なる推進	● 市町村は、後期高齢者医療広域連合におけるKDBシステム等を活用し、介護予防等の視点を踏まえた保健事業の推進

3. KDBシステムにおける個人情報等の取扱い

(1) KDBシステムの主な対象データ

健診・保健指導	医療(国保・後期)	介護
<p>①被保険者情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格情報 (被保険者番号, 生年月日, 性別, 個人番号, 氏名など) ・加入期間 (資格取得年月日, 資格喪失年月日など) <p>②特定健診, 特定保健指導に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診結果情報 (身長, 体重, BMI, 胸囲, 血圧, 血糖, 中性脂肪, コレステロール, HbA1c値など) ・検査問診結果情報 ・特定保健指導結果情報 (支援レベル, 初回面接実施日, 評価実施日, 支援計画作成区分など) ・特定健診等機関情報 など 	<p>①被保険者情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格情報 (被保険者番号, 生年月日, 性別, 個人番号, 氏名など) ・加入期間 (資格取得年月日, 資格喪失年月日など) <p>②診療報酬明細書情報(医科, DPC, 歯科(将来的に対応予定), 調剤)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(診療(調剤)年月) ・入院年月日 ・傷病名 ・診療実日数 ・診療内容 (診療行為, 医薬品, 特定器材) 事由 ・調剤情報 ・請求点数, 決定点数 ・入院時食事食事療養又は生活療養の回数及び金額 ・医療機関情報, 薬局情報 など 	<p>①被保険者情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格情報 (被保険者番号, 生年月日, 氏名, 性別など) ・加入期間 (資格取得年月日, 資格喪失年月日など) ・認定情報 (申請年月日, 有効期間など) <p>②介護給付費給付実績情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供年月 ・要介護(要支援区分) ・サービス情報[居宅, 介護予防, 施設] (内容, 点数, 回数など) ・サービス計画単位数 ・サービス開始(中止)年月日 ・介護サービス事業所情報 ・居宅介護支援事業情報 など

※福岡県においては平成 27 年度より後期高齢者医療も KDB に参加。

(2) KDBシステムにおける情報のやり取りと保護について

◎「国保データベース (KDB) システムから提供される情報の活用について

(平成 25 年 6 月 25 日厚生労働省健康局がん対策・健康増進課外 4 課事務連絡)」

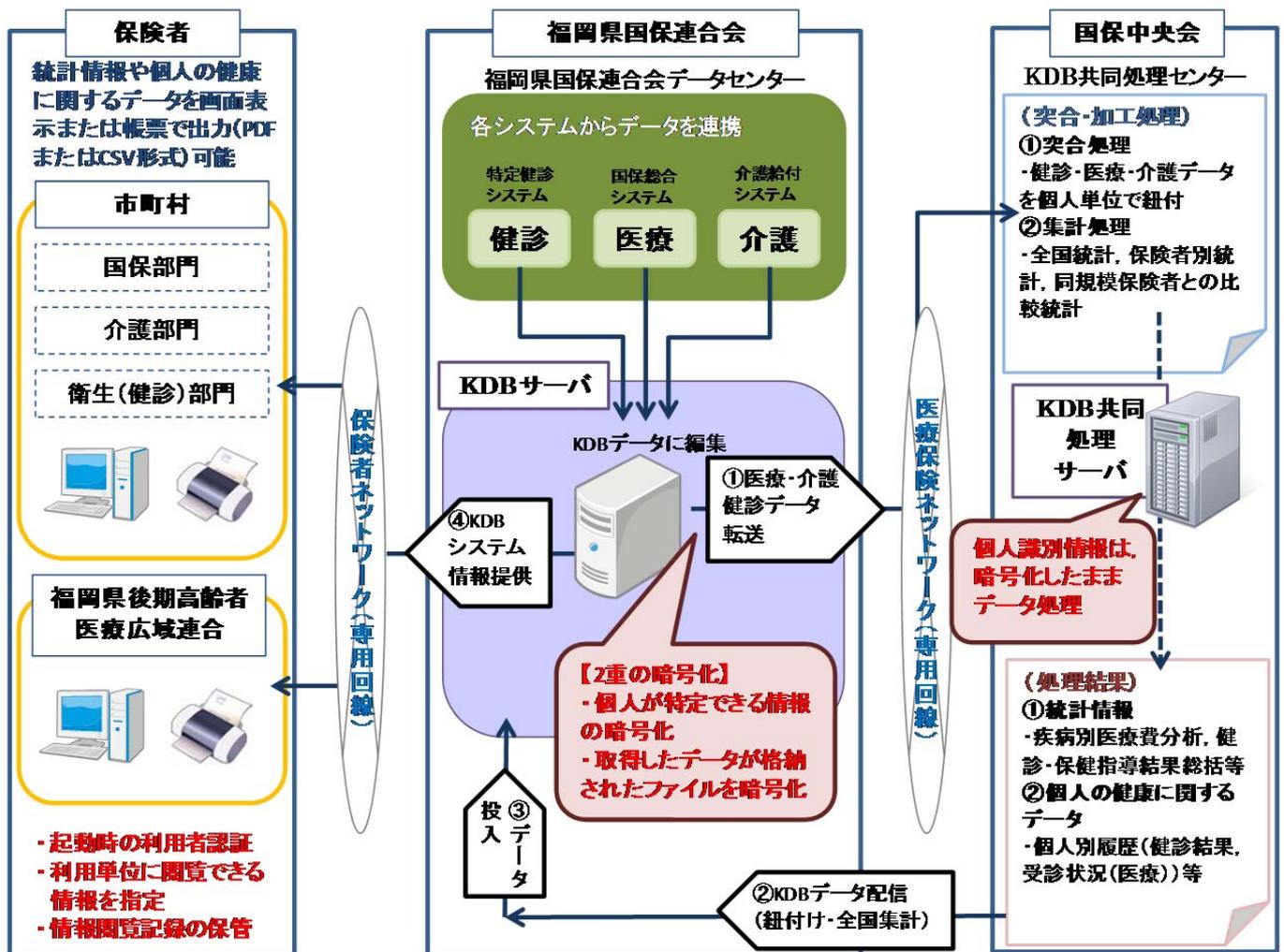
○公法人である国保連合会は次の各法により, 国民健康保険の保健事業に関する調査研究, 情報提供, その他必要な援助など, 後期高齢者医療, 介護保険の各事業の円滑な運営に資する事業を行うこととされており, KDB システムにおける統計情報等の作成はこれらに基づくものである。

- ・ [国民健康保険法第 104 条](#)
- ・ [高齢者の医療の確保に関する法律第 155 条](#)
- ・ [介護保険法第 176 条第 2 項第 4 号](#)

○保険者－国保連合会間, 国保連合会－中央会間のデータのやりとり

- ①国保連合会は医療保険, 介護保険の審査・支払業務等の中で, 健診・医療・介護情報を保有しており, そのデータを編集して「個人の健康に関する情報」を作成
- ②国保連合会は保険者と委託契約を締結した場合に限り, その範囲内において, 「個人の健康に関する情報」を保有し, 保険者に提供する
- ③国保連合会は統計情報作成等を国保中央会に委託して実施

- ④国保連合会は診療報酬明細書，特定健診等記録及び介護給付費明細書等における個人が特定できる情報を暗号化して国保中央会に送信する（国保中央会は暗号鍵を保有しない）
 →国保中央会が国保連合会から受信し保有する情報は，個人情報保護法の個人情報にはあたらない



◎起動時の利用者認定

KDBシステムでは，ログイン時に国保（健診），国保（医療），介護ユーザ，後期高齢者医療のそれぞれのID，パスにより利用認証を行う。

◎ユーザ管理による利用権限設定

KDBシステムでは，個人情報保護の観点から国保（健診）ユーザ，国保（医療）ユーザ，介護ユーザ，後期高齢者医療ユーザといったようにそれぞれのユーザが設けられており，下記のとおりユーザによって閲覧・利用情報に制限が設定されている。

◎情報閲覧記録の保管

どのユーザがいつどのような処理を行ったかといった情報閲覧記録を保管する。

KDBシステム利用者における個人情報閲覧可能範囲

表示の説明: ○・・・閲覧可能 △・・・限定的に閲覧可能 ×・・・閲覧不可

利用者	ユーザ種別	国保(医療)情報		国保(健診)情報	介護情報	後期(医療)情報		後期健診情報
			レセプト表示				レセプト表示	
市町村	国保(医療)ユーザ	○	○	○	△ (国保被保険者のみ)	△ (国保⇒後期への異動者のみ)	△ (国保⇒後期への異動者のみ)	△ (国保⇒後期への異動者のみ)
	国保(健診)ユーザ	○	○	○	△ (国保被保険者のみ)	△ (国保⇒後期への異動者のみ)	△ (国保⇒後期への異動者のみ)	△ (国保⇒後期への異動者のみ)
	介護ユーザ	△ (介護認定者のみ)	×	△ (介護認定者のみ)	○	△ (介護認定者のみ)	×	△ (介護認定者のみ)
	後期(医療)ユーザ	△ (国保⇒後期への異動者のみ)	△ (国保⇒後期への異動者のみ)	△ (国保⇒後期への異動者のみ)	△ (後期被保険者のみ)	○	○	○
	後期(健診)ユーザ	△ (国保⇒後期への異動者のみ)	△ (国保⇒後期への異動者のみ)	△ (国保⇒後期への異動者のみ)	△ (後期被保険者のみ)	○	○	○
後期広域連合	後期(医療)ユーザ	△ (国保⇒後期への異動者のみ)	△ (国保⇒後期への異動者のみ)	△ (国保⇒後期への異動者のみ)	△ (後期被保険者のみ)	○	○	○
	後期(健診)ユーザ	△ (国保⇒後期への異動者のみ)	△ (国保⇒後期への異動者のみ)	△ (国保⇒後期への異動者のみ)	△ (後期被保険者のみ)	○	○	○

※介護広域連合はシステムの利用はしていません(未委託)。データ提供の同意書をいただいています。

- は、「1. 介護情報と後期情報の突合情報」の対象
- は、「2. 国保情報と後期情報の突合情報(制度間異動した被保険者情報)」の対象
- は、「3. 自市町村の後期被保険者情報の閲覧(利用)」の対象

(3) 保健福祉局関係課及び後期高齢者医療広域連合における情報収集・利用・提供

KDB システムでは、国民健康保険(医療・健診)、介護保険の所管課並びに後期高齢者医療広域連合がそれぞれに収集した情報を提供することで、その運用が図られる。しかしながら、その収集については本人外収集(福岡市個人情報保護条例第8条)となり、利用・提供については実施機関内外の目的外利用・提供(同条例第10条)となる。

		健康増進課 (健診情報保持)	介護福祉課 (介護情報保持)	地域包括ケア推進課 ・高齢社会政策課	医療年金課	国民健康保険課 (医療情報保持)
個人情報	提供	○	○	×	×	○
	収集	○	△	○	△	○

○:必要 ×:不要 △:場合によっては必要

【参考】

福岡市では平成17年に健診データ、医療データ、介護データから市の健康状態を分析するシステムを構築するとして、「医療費分析に基づく効果的な生活習慣病予防対策」に係る事務について福岡市個人情報保護審議会会長に対して個人情報取扱いに関する照会を行っている。その際、医療保険者で介護給付費明細書等の情報を利用することについては目的外利用(分類3-a-(3)-ア)と整理をしており、会長からは公益上の必要性が認められるため目的外利用して差支えないとの回答を得ている。ただし、留意点として下記の事項が挙げられた。

- ア 事業目的と当該介護保険データを利用することとの関連性及び必要性を具体的に整理すること。
- イ 本人への個別の保健指導には利用しないこと。
- ウ 実施機関内でデータを利用する資格のある者を限定すること。
- エ システム開発を委託する相手方への指導・監督を徹底すること。

☆本件との違い

- ・平成17年当時のデータのやり取りは、今回のKDBシステムのような相互利用ではなかった
- ・KDBシステム利用に当たっては、個別の保健指導への活用もなされる